

日光市まちづくり基本条例

「みんなで進めよう！ 市民が主役のまちづくり」

くわしくは 総合政策課 政策調整係 ☎0288-21-5131

市は、市民が主役のまちづくりに向け、市民、市役所、市議会が協働して取り組むためのルールとして、平成20年に「日光市まちづくり基本条例」を定めました。今回、その条例の内容について改めて皆さんにお知らせします。

市民、市役所、市議会の三者がそれぞれの役割を担い、その責務を果たすことで市民が主役のまちづくりを進めます。

市民

まちづくりに参画する主体

- まちづくりに自主的、自立的に参画する権利と責務があります
- まちづくりに参画するために必要な情報を知る権利があります
- 自らの発言と行動に責任を持ちます
- 意見、要望を述べる場合には、常に公共性を意識します

市役所

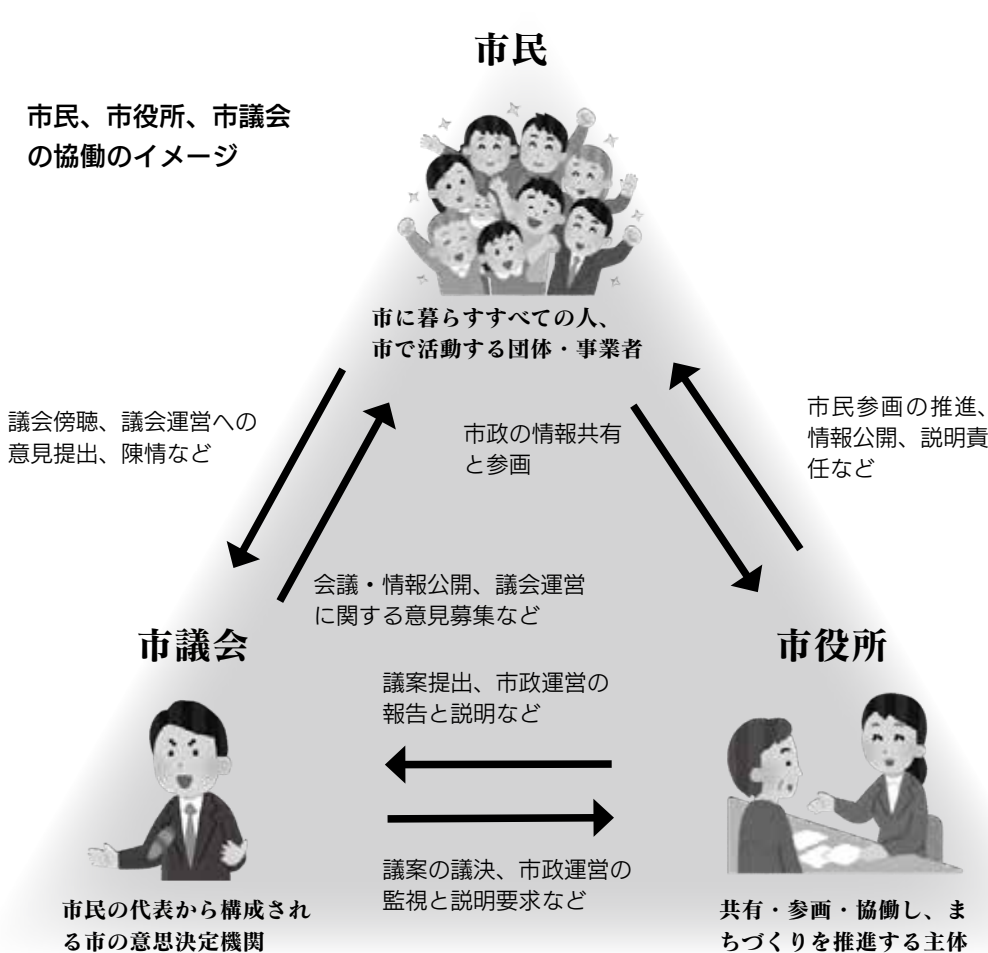
市民と協働してまちづくりを進めるパートナー

- まちづくりに関する情報を提供し、市民からの質問にはわかりやすく回答することに努めます
- より多くの市民がまちづくりに参画できるように、多様な参画方法を用意します
- 市民に自治能力を培ってもらうため、自主的な活動を支援します
- 人材育成、活動拠点、情報提供などの協働を支える環境を整備します
- まちづくりを促進するため、生涯にわたる多様な学習機会を提供します

市議会

市政の発展と市民福祉の向上のため、権能を行使する機関

- 公正、公平な開かれた議会運営を行うとともに、市議会への市民の関心



を高め、市民の意見を市政に反映させるように努めます
○政策提言・政策立案のため、積極的な調査活動を行います

まちづくり活動を支援します



市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、市民団体が自主的に行うまちづくり活動に必要な経費の一部を補助しています。市民団体の創意工夫により地域や市全体が元気になるものであって、団体の会員以外に広く市民が参加できる活動が対象です。予算に限りがありますので、早めに相談してください。

くわしくは 地域振興課 市民協働推進係 ☎0288(2)5147

1 補助金対象の活動・事業

- ①地域福祉を推進する活動
(例)住民交流イベントなど
- ②環境整備を推進する活動
(例)緑化活動など
- ③文化振興を推進する活動
(例)祭り、地域文化事業など
- ④その他、市長が特に必要と認めた活動

3 補助の回数

1つの市民団体(同一の市民団体とみなされるものを含む)につき、1年度1回限りとし、初年度から3カ年以内に、最大3回まで補助を受けることができます。

4 補助対象者

- ①団体の規約を設けていること
- ②構成員が10人以上であり、構成員の過半数が、市内在住者であること
- ③市内で継続して活動を行っていること、または今後継続した活動が見込まれること
- ④市の他の事業または制度による運営費補助金その他これに類する補助金を受けている団体でないこと

2 補助金の額

次の額の最も低い額(千円未満は切り捨て)

①事業対象活動に要する補助対象経費に利用年ごとの補助率を乗じた額

1年目…補助率…3分の2
補助上限額…40万円

2年目…補助率…2分の1
補助上限額…30万円

3年目…補助率…3分の1
補助上限額…20万円

②事業総額から事業収入を引いた額

※市他の事業または制度による運営費補助金その他これに類する補助金を受けている団体でないこと
※自治会は除きます。自治会が行うまちづくり活動には、別途、助成制度があります
※感染症拡大防止のため、事業の開催時期の検討を求める場合があります。

活動団体の紹介

◎倉ヶ崎明日を考える会

倉ヶ崎地区の有志団体「倉ヶ崎明日を考える会」は、SLの復活運

転を機に、花畑造成や駐車場整備など倉ヶ崎地内沿線の環境整備を行い、市民や観光客の皆さんに、季節の花々やイルミネーションを楽しんでもらう活動を継続して行っています。令和4年度は、ミニヤギ牧場やホテル生息地を整備し、12月には花火の打ち上げなどを行いました。SLや電車の乗客のほか、訪れる家族連れなど、皆さんの憩いの場となっています。



日頃から活動する、メンバーの皆さん

令和4年度に、まちづくり活動支援事業を活用した活動を紹介します。

～活動フォトアルバム～



ミニヤギ牧場



打ち上げ花火



倉ヶ崎SL花畑